

【要保存】非常変災時対応マニュアル

泉佐野市教育委員会
 泉佐野市立日根野中学校
 令和5(2023)年7月5日改訂

1 泉佐野市に「暴風警報」又は「大雨警報」、「特別警報」が発令された場合(※1)

| | 警報(泉佐野市) | ■ 学校の対応 | 備考 |
|-----|-------------------------------|-------------------------|--|
| 登校前 | 午前7時現在で発令中 | 未 決 | ◆ 生徒は、自宅等で待機します |
| | 午前9時までに解除 | 通常授業 (始業遅延の 場合あり) | 【給食】実施(※2) ※バスによる通学を考慮し、8時までに解除された場合は9時30分、9時までに解除された場合は10時30分を始業とします。 |
| | 午前9時現在で発令中 | 臨時休業 | 【給食】中止(※3) |
| 在校中 | 台風接近に伴い発令 (天候等の悪化が予測される場合) | 授業中止 | ■ 生徒を一斉下校させます 【給食】 ・午前10時30分までに発令⇒中止(献立繰越なし) ・午前10時30分以降に発令⇒原則実施 (実施後一斉下校) |
| | 台風接近がなく発令 (一時的・局地的な発令の場合) | 原則 通常授業 | ■ 天候等の状況に応じて、生徒を一斉下校させる場合があります(※4) 【給食】原則実施 |

※1 保護者等は、各種報道により、泉佐野市での暴風警報又は大雨警報の発令状況を確認してください。

※2 午前9時に近い時間帯に警報解除となった場合、給食開始が1時間程度遅れることがあります。

※3 給食が中止となった場合の給食費は、返金対象になりません。(以下、同じ)

※4 天候等の悪化が予測され(例：線状降水帯が発生、警戒レベル4避難指示が発令等)、児童生徒の安全上、問題が生じるおそれ等があると判断した場合は、授業中止の措置を講じることがあります。

■ 台風が通過し天候が回復した後も、土砂災害や浸水被害等の危険性により2日以上大雨警報が継続している場合、学校は、周辺の安全状況に応じて、通常授業(平常始業)を実施することがあります。その際は、前日の午後5時までに、防災行政無線や学校からの一斉メール配信等によりお知らせします。

■ この「取扱」全般に示す非常変災時において、被害発生や交通遮断等により、通常授業が困難な場合は、防災行政無線や学校からの一斉メール配信等により、その旨をお知らせの上、臨時休業や一斉下校などの対応をとることがあります。

2 泉佐野市で「震度5弱以上の地震」が発生した場合、

又は、大阪府に「津波警報」又は「大津波警報」が発令された場合（※5）

| | 地震震度 (泉佐野市) | 津波警報又は 大津波警報 (大阪府) | ■学校の 対応 | 備考 |
|-----|----------------|--------------------------|------------|--|
| 登校前 | 5弱以上 | 発令の有無を 問わない | 臨時休業 | 【給食】中止 |
| | 4以下 | 午前7時現在で 発令中 | | |
| | | 午前7時までに 解除・発令なし | 通常授業 | 【給食】実施 |
| 在校中 | 5弱以上 | 発令の有無を 問わない | 授業中止 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 児童生徒を校内で一時避難させ、迎えに来た保護者等を教職員が確認の上、帰宅させます（※5） 【給食】給食前に授業中止の場合は中止（献立繰越なし） |
| | 4以下 | 発令中 | 授業中止 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 旧国道26号線よりも海側に自宅がある児童生徒を校内で一時避難させ、迎えに来た保護者等を教職員が確認の上、帰宅させます（※6） ■ 状況に応じて、旧国道26号線よりも山側に自宅がある児童生徒を一斉下校させる場合があります 【給食】給食前に授業中止の場合は中止（献立繰越なし） |
| | | 発令なし | 原則 通常授業 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 状況に応じて、児童生徒を一斉下校させる場合があります 【給食】原則実施 |

※5 保護者等は、各種報道により、泉佐野市の震度や、大阪府での津波警報又は大津波警報の発令状況を確認してください。

※6 保護者等は、生徒が在校中（3の項の登下校中も含む）に、泉佐野市で震度5弱以上の地震が発生した場合（旧国道26号線よりも海側に自宅がある保護者等については、大阪府で津波警報又は大津波警報が発令された場合も含む）は、学校に児童生徒を迎えに行く必要があることを、あらかじめご承知おきください。

■ 学校が臨時休業又は授業中止となった日の翌日以降の平日（土曜授業日含む）は、その前日の午後5時までに、授業再開のお知らせ（防災行政無線や学校からの一斉メール配信等）がない限り、引き続き臨時休業となります。

3 登下校中に「強い揺れ」を感じたときは

- ◆ 生徒は、まず、危険なブロック塀や倒れそうな建物などから離れて、揺れが収まるまで、安全な場所に一時避難します。
- ◆ 生徒は、特に津波の恐れの有無に注意します。(津波警報又は大津波警報が発令されたときは、防災行政無線からは、まずサイレンが鳴り、続いて警報区分が放送されます)

◎ 防災行政無線からの放送内容 (聞き漏らした時などの放送内容確認用電話番号:072-479-3710)
 ・「泉佐野市で震度(4)(5弱)(5強)…の地震が発生しました」 (震度3以下は放送なし)
 ・「サイレン(ウ〜〜…)+ (大)津波警報が発表されました」 (発令がない場合は放送なし)

- ◆ 生徒は、揺れが収まれば、通学路の状況に注意(垂れ下がった電線、危険な建物・場所には近づかない)しながら、下表のとおり行動します。

| | ◆ 児童生徒の行動 | ■ 学校の対応 |
|-------------|---|---|
| 登 校 中 | ◎ 津波の恐れの有無に関わらず ⇒ <u>そのまま登校します</u> | ■ 学校に登校又は一時避難してきた生徒については、2の項の「在校中」欄に準じて対応します (※6も適用) |
| 下 校 中 | ◎ 津波の恐れがあるとき(サイレンが聞こえたとき) ⇒ 旧国道26号線よりも海側に自宅がある生徒は、 <u>学校に一時避難します</u> | |
| | ◎ 津波の恐れの有無に関わらず ⇒ 旧国道26号線よりも山側に自宅がある生徒は、 <u>そのまま帰宅します</u> | |
| | ◎ ただし、次の①から③のいずれかの場合は、 <u>学校に一時避難できます</u> ① どうしていいか迷った場合 ② 帰宅しても保護者等が自宅にいない場合 ③ 地震等により自宅が損壊するなど、避難しなければならない理由がある場合 | |

4 ミサイル情報：Jアラートから「弾道ミサイル発射情報（大阪府）」を受信した場合

◎ 防災行政無線からの放送内容（聞き漏らした時などの放送内容確認用電話番号：072-479-3710）
・「サイレン（ウィ〜〜ン …） + ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります」

| | 受信直後の対応 | 被害等確認後の対応 |
|------|---|---|
| 登校前 | ◆ 生徒は、自宅等で待機 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 通常授業が困難な場合 ⇒ 学校は臨時休業 <ul style="list-style-type: none"> ・学校からの一斉メール配信等（通電時）又は防災行政無線（停電時）により、臨時休業をお知らせします 【給食】中止（献立繰越なし） |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 通常授業に支障がない場合 ⇒ 学校は通常授業（始業遅延の場合あり） <ul style="list-style-type: none"> ・学校からの一斉メール配信等により、通常授業をお知らせします 【給食】実施 |
| 在校中 | ■ 授業等を中断し、生徒を校内の安全な場所に一時避難させます | <ul style="list-style-type: none"> ■ 通常授業が困難な場合 ⇒ 学校は授業中止（児童生徒は一斉下校） <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、学校からの一斉メール配信等（通電時）又は防災行政無線（停電時）により、<u>保護者等に迎えを要請する場合があります</u>（※7） 【給食】給食前に一斉下校の場合は中止（献立繰越なし） |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 通常授業に支障がない場合 ⇒ 学校は通常授業 【給食】実施 |
| 登下校中 | ◆ サイレンが聞こえたときは、生徒は、頑丈な建物などの安全な場所に一時避難します（約10分間） | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 生徒は、約10分間、一時避難した後、 <ul style="list-style-type: none"> ≪登校中は≫ ◆ そのまま登校します <ul style="list-style-type: none"> （■ 登校後、学校は「在校中」欄に準じて対応） ≪下校中は≫ ◆ 通学路や自宅付近に被害が無ければ、そのまま帰宅します ◆ ただし、帰宅が困難な場合は、<u>学校に一時避難できます</u> <ul style="list-style-type: none"> （■ 一時避難後、学校は、<u>保護者等に迎えを要請</u>）（※7） |

※7 保護者等は、生徒が在校中に、ミサイルによる被害があった場合（下校中、帰宅が困難で学校に一時避難した場合も含む）は、迎えを要請される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。

■ 学校が臨時休業又は授業中止となった日の翌日以降の平日（土曜授業日含む）は、その前日の午後5時までに、授業再開のお知らせ（防災行政無線や学校からの一斉メール配信等）がない限り、引き続き臨時休業となります。